

# 盗難通帳・印章での被害が拡大しています。

近年、盗難「通帳、お届印、公的証明書」を使った犯罪が全国的に増加の傾向にあります。

個人情報である預金者の「生年月日・住所」などを違法に入手し、「預金者になります」といった非常に巧妙な手口となっております。

このため、窓口での払戻しの際には、預金者の確認ができる写真入公的証明書などをご呈示いただく場合がありますので、ご了承願います。

☆お客様のお通帳・ご印鑑・キャッシュカードは大丈夫ですか?☆

## ● ポイント1 通帳・証書・印章

通帳・証書・印章・カードは、別々に保管してください。  
ご使用中や縁越・解約済の通帳表紙裏面に「副印鑑票」が貼付されていたら、直ちに剥がしてください。

## ● ポイント2 本人確認書類

運転免許証や健康保険証などの本人確認書類は、通帳・証書・カードや印章とは別に保管してください。一緒に盗難に遭い、被害を拡大してしまうケースがあります。

## ● ポイント3 キャッシュカード

生年月日・電話番号・連続数字(7777など)等の他人から判別され易い暗証番号はお避けください。  
暗証番号を書いたメモ等をカードと一緒に保管しないようにしましょう。暗証番号はATM・CDによりお客様ご自身で変更できます。

## ● ポイント4 紛失・盗難に気付いたら

ただちにお取引店にご連絡ください。  
支払停止の手続きをとらせていただきます。  
なお、土・日・祝日および平日8:45~17:30以外の時間帯は、  
0120-14-8980(フリーダイヤル)  
でご連絡をお受けしています。